

入札公告

総合評価方式による一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び野洲市契約規則(平成16年野洲市規則第55号)第6条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年6月1日

野洲市病院事業管理者 前川 聡

第1 入札に付する事項

- | | |
|----------|-----------------------------|
| (1) 事業名 | 野洲市民病院整備事業 |
| (2) 事業方式 | 設計・施工一括発注方式 |
| (3) 履行場所 | 野洲市総合体育館東側市有地(野洲市富波甲1294番外) |
| (4) 事業内容 | 入札説明書・入札説明書別添資料による |
| (5) 履行期間 | 本契約の締結の日から令和8年11月30日まで |

第2 選定方法

総合評価方式による一般競争入札

第3 参加資格要件及び選定の方法等

野洲市民病院整備事業 入札説明書・入札説明書別添資料による

第4 入札手続等

- (1) 担当部局：市立野洲病院 新病院整備課
〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1094番地(市立野洲病院 西館2階)
TEL：077-587-6141(直通) FAX：077-587-5004
電子メールアドレス：chiikiiryouty@city.yasu.lg.jp
- (2) 申請書及び資料の提出期間、提出方法及び提出先
- ①提出期間
- 1) 第一次審査書類(応募者の参加要件の審査)
受付期間：令和5年6月16日(金)から令和5年6月22日(木)までの執務時間中
- 2) 第二次審査書類(実績、技術提案、入札価格)
令和5年7月27日(木)から令和5年10月10日(火)までの執務時間中
- ②提出方法：書類は持参による。郵送、電報及び電送による提出は認めない。
詳細は、野洲市民病院整備事業 入札説明書・入札説明書別添資料を参照のこと。
- ③提出先：上記(1)に同じ。
- (3) 入札・開札の日時
野洲市民病院整備事業 入札説明書・入札説明書別添資料による

第5 前金払い・部分払い

前払いについては建築設計業務委託契約約款及び工事監理業務委託契約約款、工事請負契約約款の規定のとおりとする。

支払の条件については野洲市民病院整備事業 事業契約書第6条の規定のとおりとする。

令和5年度債務負担行為につき、令和6年度以降に係る支払いは各年4月1日以降とする。

なお、支払年度区分額の割合は次のとおりであるが、予算の都合により変更することがある。

令和5年度 支払いなし

令和6年度 本業務対価の内設計費用

(消費税地方消費税を含む) 100%

令和7年度 本業務対価の内工事費・工事監理費

(消費税地方消費税を含む) 約50%

令和8年度 本業務対価の内工事費・工事監理費

(消費税地方消費税を含む) 約50%

第6 予定価格（消費税地方消費税を含む・設計費及び工事監理費含む）

9,670,000,000円（最低制限価格及び低入札価格調査制度は設けない）

第7 入札の無効に関する事（次のいずれかに該当する場合）

- ア 入札に参加する資格がない者がした入札
- イ 第一次審査書類その他の一切の書類に虚偽の記載をした者の入札
- ウ 代理権限のない者のした入札
- エ 入札書において参加者本人の氏名及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）のない又は判然としないもの
- オ 代理人が入札する場合、入札書において参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。）
- カ 入札提出書類の記載事項が不明なもの又は入札提出書類に記名若しくは押印のないもの
- キ 入札提出書類が不足しているもの
- ク 同一の参加者が2通以上の入札書を提出したもの
- ケ 他人の代理を兼ね又は2人以上の代理をした者に係る入札
- コ 入札書の金額を改ざんし又は訂正したもの
- サ 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不正に阻害したと認められる者の提出した入札
- シ 予定価格を超える金額で入札したもの
- ス その他入札に関する条件に違反したとき

第8 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 免除する。
 - イ 契約保証金 契約保証金の取扱いは、「入札説明書別添資料4 事業契約書（案）、契約約款」に基づくものとする。
- (3) 本事業の参加に際して不正行為等が発覚した場合の措置
本事業の参加に際し、落札者の決定までの間に、談合等不正行為の事実が発覚した場合には、原則として当該参加者の参加要件を取り消すものとする。また、落札者の決定から、契約締結までの間に不正行為の事実が発覚した場合には、当該参加者と契約を締結しないことがある。更に、契約締結後であっても、上記に掲げる場合には、契約を解除することがある。
- (4) 詳細は野洲市民病院整備事業 入札説明書・入札説明書別添資料による。

以上